

# 法律・制度 Monthly Review 2015.8

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 8月は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が参議院にて可決・成立したこと（28日）、各省庁が平成28年度税制改正要望を公表したこと（31日）、マイナンバー法の改正案が今国会で成立する見通しとなったこと（成立は9月3日）、などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### « 目次 »

○8月の法律・制度レポート一覧	.....	2
○8月の法律・制度に関する主な出来事	.....	3
○9月以後の法律・制度の施行スケジュール	.....	4
○今月のトピック		
資本バッファーの告示案	.....	5
○レポート要約集	.....	7
○8月の新聞・雑誌記事・TV等	.....	9
○8月のウェブ掲載コンテンツ	.....	9

◇8月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
3日	家計を読み解く意外な数字 第1回 若者は国の借金を押し付けられた かわいそうな世代なの?	是枝 俊悟	税制	2
5日	当期純利益の定義変更、R.O.Eは変わらず ~2015年度の第1四半期から適用開始~	吉井 一洋	会計	4
6日	「知る前契約」に関するインサイダー見直し案	横山 淳	金融商品取引法	8
	M&A(合併・連結等)会計の改正 ~子会社株式の追加取得等、アドバイザー費用、 米国子会社の「のれん」~	吉井 一洋		5
13日	法律・制度 Monthly Review 2015.7 ~法律・制度の新しい動き~	是枝 俊悟	その他法律	16
14日	資本バッファーの告示案 ~【金融庁告示案】 D-SIBsのリストとバッファーの水準は未定~	鈴木 利光	金融制度	8
17日	なるほどマイナンバー個人の生活の視点から第8回 社会保障制度ではマイナンバーをどう使う? ~対象となる制度、利用方法とスケジュール~	吉井 一洋 是枝 俊悟	税制	5
	家計を読み解く意外な数字 第2回 専業主婦のいる世帯は 税金や社会保険料が優遇されているの?	是枝 俊悟	税制	2

◇8月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
5日	◇米国証券取引委員会(SEC)、CEOの報酬と従業員の報酬の中央値との比率の開示に係る最終規則を採択。
7日	◇金融庁、バーゼルⅢに係る資本バッファー比率等について、府省令・告示案等を公表(9月7日まで意見募集)。 ◇金融庁・東証、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置する旨、公表。 ◇証券監督者国際機構(IOSCO)代表理事会、報告書「クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)市場における取引後の透明性」を公表。 ◇日本取引所グループ・日本経済新聞社、「JPX日経インデックス400構成銘柄の定期入れ替について」を公表。JPX日経400の2回目の定期入れ替えで43銘柄を追加、42銘柄を除外(入れ替え実施は31日)。
10日	◇国際会計基準審議会(IASB)、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を延期する公開草案を公表(10月9日まで意見募集)。
11日	◇消費者委員会消費者契約法専門調査会、「中間取りまとめ」を公表。 ◇IASBが第2回のアジェンダ協議を実施(12月31日まで意見募集)。
12日	◇米国財務会計基準審議会(FASB)、新たな収益認識基準の適用日を1年延期する旨、公表。
13日	◇欧州証券市場監督局(ESMA)、EMIRのフレームワークのレビュー・レポートを公表。
19日	◇BIS決済・市場インフラ委員会(CPMI)・IOSCO代表理事会、市中協議報告書「固有取引識別子の調和」を公表(9月30日まで意見募集)。 ◇CPMI・IOSCO代表理事会、報告書「中央銀行が運営する金融市場インフラに対する金融市場インフラのための原則の適用」を公表。
20日	◇マイナンバーを利用する具体的な事務範囲を定める総務省令の改正案が公表される(9月18日まで意見募集)。
26日	◇証券保管振替機構(ほふり)、「番号法施行に伴う株式等振替制度等における対応」を公表(9月8日まで意見募集)。ほふりにおけるマイナンバーの受け渡し事務に係る規定の整備。
28日	◇農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が、参議院にて可決・成立(9月4日公布)。農業の成長産業化を図るため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施。 ◇マイナンバー法の改正案が、参議院にて修正可決(9月3日に衆議院が修正に同意し、成立。公布は9月9日)。銀行等に対し、預貯金等情報をマイナンバーで検索できる状態で管理する義務を設けるなどの改正。個人情報保護法も抜本改正。 ◇証券取引等監視委員会、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」および、「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」を公表。 ◇消費者委員会特定商取引法専門調査会「中間整理」を公表。
31日	◇各省庁、平成28年度税制改正要望を公表。金融庁は、NISA口座開設手続きの利便性向上、金融所得課税の一体化(デリバティブ、預貯金等も対象に加える)、上場株式等の相続税評価の見直しなどを要望。 ◇ESMA、MiFIDⅡにおける取引停止やデリバティブ報告などに係るコンサルテーションペーパーを公表(10月31日まで意見募集)。

## ◇9月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2015年 (H27)	9月1日	◇一定のOTCデリバティブに、電子情報処理組織の使用を義務付け。
	10月1日	◇厚生年金と共に済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。 ◇国境を越えた業務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直し。
	10月5日	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始。
	12月31日	◇2015年の年収2,000万円超かつ2015年末の「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」の者から、財産債務調査の提出義務開始。
2016年 (H28)	1月1日	◇NISAの年間投資限度額が拡大（年100万円→120万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始。
	3月31日	◇連結財務諸表（通期）について、修正国際基準（JMIS）の適用が可能に。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ◇ジュニアNISAの創設（申し込み開始は2016年1月1日）。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。 ◇国の機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	3月15日	◇個人番号（マイナンバー）を記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の65%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2018年 (H30)	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
	1月？	◇任意での預貯金への個人番号（マイナンバー）の紐づけ開始。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、この日までに個人番号（マイナンバー）の告知が必要となる。

※原則として、8月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載している。

◇今月のトピック

資本バッファーの告示案

2015年8月14日 鈴木 利光

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150814\\_010016.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150814_010016.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 資本保全バッファー：段階的実施

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
普通株式等Tier 1の最低所要水準	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
普通株式等からの段階的控除（繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツ及び金融機関に対する出資を含む）		20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier 1最低所要水準	4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低所要水準	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
資本保全バッファー				0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等Tier 1の最低所要水準+資本保全バッファー	3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
総資本最低所要水準+資本保全バッファー	8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%

(注) 全ての日付は3月31日時点

(出所) 区分命令案及び金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルIIIテキストの公表等について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 カウンター・シクリカル・バッファー：段階的実施

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
普通株式等Tier 1の最低所要水準	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
普通株式等からの段階的控除（繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツ及び金融機関に対する出資を含む）		20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier 1最低所要水準	4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低所要水準	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
資本保全バッファー				0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等Tier 1の最低所要水準+資本保全バッファー	3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
総資本最低所要水準+資本保全バッファー	8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
カウンターシクリカル資本バッファー				0~0.625%	0~1.25%	0~1.875%	0~2.5%

(注) 全ての日付は3月31日時点

(出所) 区分命令案及び金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルIIIテキストの公表等について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 資本バッファー：社外流出制限（単体・連結共通）

		例) 普通株式等Tier 1比率（最低所要水準4.5% + 資本保全バッファー）				社外流出制限	
		本則 (2019年3月31日～)	経過措置 (2018年3月31日～ 2019年3月30日)	経過措置 (2017年3月31日～ 2018年3月30日)	経過措置 (2016年3月31日～ 2017年3月30日)	制限割合 (*調整税引後利益)	制限措置
資本バッファー 非対象区分	最低資本バッファー比率以上	7.0% 以上 【資本保全バッファー 2.5% 以上】	6.375% 以上 【資本保全バッファー 1.875% 以上】	5.75% 以上 【資本保全バッファー 1.25% 以上】	5.125% 以上 【資本保全バッファー 0.625% 以上】	0%	-
資本バッファー 第一区分	資本バッファーの第4四分以内 【最低資本バッファー比率の3/4 以上 最低資本バッファー比率 未満】	6.375% 以上 7.0% 未満	5.90625% 以上 6.375% 未満	5.4375% 以上 5.75% 未満	4.96875% 以上 5.125% 未満	40%	社外流出制限計画 (資本バッファー 比率を回復するた めに合理的と認め られる改善計画) の提出の求め及び その実行の命令
資本バッファー 第二区分	資本バッファーの第3四分以内 【最低資本バッファー比率の1/2 以上 最低資本バッファー比率の3/4 未満】	5.75% 以上 6.375% 未満	5.4375% 以上 5.90625% 未満	5.125% 以上 5.4375% 未満	4.8125% 以上 4.96875% 未満	60%	
資本バッファー 第三区分	資本バッファーの第2四分以内 【最低資本バッファー比率の1/4 以上 最低資本バッファー比率の1/2 未満】	5.125% 以上 5.75% 未満	4.96875% 以上 5.4375% 未満	4.8125% 以上 5.125% 未満	4.65625% 以上 4.8125% 未満	80%	
資本バッファー 第四区分	資本バッファーの第1四分以内 【最低資本バッファー比率の1/4 未満】	4.5% 以上 5.125% 未満	4.5% 以上 4.96875% 未満	4.5% 以上 4.8125% 未満	4.5% 以上 4.65625% 未満	100%	

(出所) 区分命令案及び告示案を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【3日】

#### 家計を読み解く意外な数字 第1回 若者は国の借金を押し付けられたかわいそうな世代なの？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。

今回紹介する数字は、「約1,100兆円」。さて、何をあらわす数字でしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150803\\_009980.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150803_009980.html)

### 【5日】

#### 当期純利益の定義変更、ROEは変わらず ～2015年度の第1四半期から適用開始～

2015年4月1日以後に開始する連結会計年度から、連結財務諸表における当期純利益の定義が変更された。従来の「少数株主損益調整前当期純利益」が「当期純利益」となる。従来の当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更される。この定義の変更は、2015年度の第1四半期（4～6月期）から適用されている。

上記にあわせて、ROEの分子の利益は、「親会社株主に帰属する当期純利益」となる。すなわち従来の「当期純利益」が継続して用いられる。したがって、ROEの計算方法は改正前後も実質的には変更されていない。なお、ROEは年度決算に関してのみ表示される。

これらの見直しは、2014年度での早期適用は認められていない。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20150805\\_009991.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20150805_009991.html)

### 【6日】

#### 「知る前契約」に関するインサイダー見直し案

2015年6月18日、金融庁は、インサイダー取引規制の適用除外規定の見直しに関する内閣府令及びガイドラインの見直し案を公表した。

具体的には、いわゆる「知る前契約」、「知る前計画」に基づく売買等について、より包括的な適用除外の規定を設けることとしている。

加えて、いわゆる「対抗買い」（防戦買い）に係る適用除外規定について、解釈の明確化を図るものとしている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150806\\_009995.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150806_009995.html)

#### M&A（合併・連結等）会計の改正

#### ～子会社株式の追加取得等、アドバイザー費用、米国子会社の「のれん」～

2015年4月1日以後に開始する連結会計年度（2015年度の第1四半期）から、M&Aの会計において、子会社株式の追加取得・一部売却等、子会社の取得関連費用、暫定的な会計処理の確定に関する新しい会計処理の適用が強制されている。

さらに、米国の非公開子会社の「のれん」の連結財務諸表での取扱いについて、米国基準の見直しに合わせた修正が行われている。

以下、その概略を解説する。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20150806\\_009996.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20150806_009996.html)

## 【13日】

### 法律・制度 Monthly Review 2015.7

#### ～法律・制度の新しい動き～

7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

7月は、バーゼル委とIOSCO（証券監督者国際機構）が「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品を特定する要件」を公表したこと（23日）、不適切な会計処理を行った上場企業をめぐって企業統治のあり方が問われたことなどが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150813\\_010015.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150813_010015.html)

## 【14日】

### 資本バッファーの告示案

#### ～【金融庁告示案】D-SIBsのリストとバッファーの水準は未定～

2015年8月7日、金融庁は、バーゼルⅢの資本バッファーの導入案（資本バッファー案）を公表している（コメント提出期限は2015年9月7日）。

資本バッファーは、「資本保全バッファー」、「カウンター・シクリカル・バッファー」、「G-SIBs バッファー」、そして「D-SIBs バッファー」という4種類のバッファーを含む。

資本バッファー案の適用対象は「国際統一基準行」であり、2016年3月31日から実施される予定である。

基本的には、国際合意をそのまま日本のルールに落とし込む内容となっており、サプライズはない。

ただ、G-SIBs バッファー及びD-SIBs バッファー、特に後者の「枠組み」が導入されていることの意義は小さくない。今後 G-SIBs 又は D-SIBs に指定される国際統一基準行の資金調達行動に影響を及ぼす可能性があるためである。

今後の注目点は、早ければ年内に公表されるであろう、D-SIBs のリストと D-SIBs バッファーの水準である。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150814\\_010016.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150814_010016.html)

## 【17日】

### なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から第8回

#### 社会保障制度ではマイナンバーをどう使う？

#### ～対象となる制度、利用方法とスケジュール～

社会保障制度では、2016年以降、順次、マイナンバー制度が導入されます。

マイナンバー（の「仕組み」）を利用することにより、社会保障制度における手續が簡素化され、国民の利便性の向上が期待されます。

また、マイナンバーを使って、支給漏れや不正受給を防ぎ、社会保障制度が必要な人に適切に届く社会の実現が期待されます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150817\\_010024.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150817_010024.html)

家計を読み解く意外な数字 第2回  
専業主婦のいる世帯は税金や社会保険料が優遇されているの？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。

今回紹介する数字は、「年間最大 61 万 2,000 円」。さて、何をあらわす数字でしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150817\\_009999.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150817_009999.html)

◇8月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経ヴェリタス (8月2日付7面)	介護保険制度についてコメント	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (8月8日・15日合併号)	DC・NISAについてコメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (8月8日付朝刊21面)	女性の働き方と税制についてコメント	是枝 俊悟
B'Sジャパン 「日経プラス10」 (8月11日放送)	社会保障の負担増について出演	是枝 俊悟
Financial Adviser (9月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.06— ジュニアNISAの活用法を 他の制度と比較して検討する	是枝 俊悟
日経産業新聞 (8月27日付24面)	財産債務調書についてインタビュー掲載	是枝 俊悟
東洋経済新報社 会社四季報別冊 (8月31日刊行)	「臨時増刊 超速報！『会社四季報』秋号で 見つけた先取りお宝株」に 財産債務調書についてコメント	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (9月5日号)	数字は語る— 日本に富裕層は何人いる？ 「全国一斉調査」がいよいよスタート	是枝 俊悟

◇8月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
8月11日 掲載	コラム：リスクアペタイト・フレームワークとは? <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20150811_010005.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20150811_010005.html</a>	鈴木 利光
8月19日 掲載	コラム：監査法人のガバナンスと開示 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20150819_010029.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20150819_010029.html</a>	吉井 一洋